

史料紹介

東京大学史料編纂所架蔵『鈴木文書』について

横木 剛・原 直史

一、廻船問屋「大上」小川屋長右衛門と鈴木文書

本稿は、近世から近代の新潟湊において廻船問屋を営んでいた小川屋鈴木家に伝えられた文書を紹介するものである。小川屋は屋号に「大上」（だいじょう）を記し、家督名は長右衛門を名乗る商家で、新潟町の大川前六の町（現在の新潟市中央区上大川前通九）に店を構えていた。すでに寛永十九（一六四二）年には、廻船への米荷積込みに関与していたことが確認できる⁽¹⁾。ほか、今回紹介する史料等から、近世中期には廻船問屋として活発な商業活動を行っていたことが推察され、明治時代後半までそれは続いている⁽²⁾。

また、明治五（一八七二）年に家督を継いだ鈴木長蔵は、近代化政策が進む新潟に様々な事業を興すとともに公職を歴任し、明治二十四年からは新潟市長も務めた。在任期間は八年間で、新潟の故事を最もよく知る人物といわれた⁽³⁾。

『鈴木文書』は、小川屋鈴木家に伝わっていた文書を明治三十年代に謄写したもので、現在は東京大学史料編纂所に架蔵されている。美濃判全十三丁の謄写本で、表紙に「鈴木文書」と記した題簽が付されている⁽⁴⁾。

この謄写本の成立経緯は、以下のようなものであった。明治

三十（一八九七）年、帝国大学の史料編纂掛は三上参次と山縣昌蔵に新潟県から北陸、京都へと巡回する史料収集の出張を命じた。新潟市では先ず県庁を訪問して県下巡回の打ち合わせを行い、翌日には新潟市長の鈴木長蔵と面会し旧幕時代の抜荷の状況について聞き取りをしている⁽⁵⁾。その際に関連文書として借り出されたものが、天保期に新潟湊で発生した唐物抜荷事件⁽⁶⁾に連座した小川屋と加賀屋⁽⁷⁾の文書であった⁽⁸⁾。史料の収集にあつては、所蔵者から持参してもらおうという方法を取っているため、提出した側で文書の取捨選択がされていると考えられ、小川屋鈴木家からは全部で六通の文書が謄写された。これが現在の謄写本『鈴木文書』である。なお、現在鈴木文書の原本の所在は不明である。

二、史料の内容について

【史料1】は天保十二（一八四二）年、小川屋が新発田藩に「助力」を求めた嘆願書である。小川屋の召仕七兵衛が述べるには、小川屋は先祖の代には新潟町において新発田藩の蔵宿を務め、十八世紀前半には御用達として藩の財政運営に貢献してきた。しかしその隆盛も十八世紀半ば頃から陰りが見られ、この嘆願書が書かれた天保期には凶作と抜荷事件への連座で非常に苦しい状

況であったという。なお「助力」とは具体的には拝借金等であるが、具体的なことは述べられていない。

【史料2】は、【史料1】に記される苦境をもたらした抜荷事件への連座に関わり採録されたもので、天保十四（一八四三）年二月に出された裁許状の写しである。この時裁許に至ったいわゆる第二次抜荷事件にはさらに多くの者が関与していた⁹。ことから、これは長文の裁許状から小川屋に関わる部分を抜き書きしたものとみられる。

なお、ここで口銭・蔵敷取り上げのうえ過料の処罰を受けた人物は金右衛門となっているが、この人物は小川屋長右衛門と同一人物である¹⁰。当時の当主が金右衛門と世襲名の長右衛門とを使い分けていたのであろう。

【史料3】は宝永七（一七一〇）年四月に作成された村上藩の預り金手形である。当時の村上藩では、前年に藩主本多忠孝が十二歳で死去し、分家の忠良が継承したが、十五万石の領地が五万石に減知され、厳しい財政状態であったことが、当史料の背景として注目される¹¹。

差出人の富取以下は蒲原郡内の村上藩領の大庄屋たちで、富取は地藏堂組、宮嶋は三条組、小林九右衛門は一ノ木戸組、樋口は燕組、小林弥惣左衛門は打越組、曾山は釣寄組、関根は茨曾根組、笹川は味方組のそれぞれ大庄屋である¹²。最初の宛所である丸屋久右衛門と鎌倉屋市左衛門は、江戸で米などを扱う荷受問屋であった「諸問屋」の一員である¹³。取次となっている新潟町の五人は廻船大問屋であると思われる、その中に小川屋鈴木長右衛門が含まれている。裏書の七名は村上藩士と思われる、少なくとも兩

宮・芦屋の両名はこの時期地方支配に関わった藩士であることが確認できる¹⁴。

本史料は収穫前四月の時点でその年の「家中米」を担保に藩が融資をうけたものであるが、藩が前面に立たず、大庄屋たちが差出人となっているところに特徴がある。小川屋を含む新潟町の廻船問屋は取次としての位置にあるので、金主は江戸の兩人であると判断される。なおこの史料については既に『新潟市史資料編2 近世I』に翻刻掲載されている¹⁵。

【史料4】は【史料3】と同年月付の史料で、村上藩が「先納金」の形で年貢米担保の融資を得た際のものである。【史料3】と異なり、藩役人が直接差出人となっていること、小川屋鈴木長右衛門が単独で千百両の金主となっていることなどが特徴として指摘できる。【史料3】に「家中米」とあることとあわせて考えると、【史料3】は家中に支給された俸禄米の換金、【史料4】は蔵入地年貢の換金に関わるものである可能性も指摘できるのであろう。

【史料5】は享保二十一（一七三六）年三月付の預り金証文で、新発田城下の町人が差出人であるが、「地頭要用二付」と明記されていることからわかるように、実質的には新発田藩への融資で、これもまた年貢米を担保としている。奥書の四名はいずれも新発田藩士で、里村次兵衛（伴英）は勝手方担当の仕置役（家老）、山庄小左衛門（成昌）は中老、加藤友左衛門（時公）は武頭、三浦四兵衛（清乗）は元メ役であった¹⁶。

この史料で特徴的なのは金主のあり方で、丹後由良（現京都府宮津市）、越前三国（現福井県坂井市）の商人が金主となり、新

潟の小川屋長右衛門が取次の宿となっている。由良も三国も廻船が出入りする湊町である。

【史料6】は同年（四月に元文と改元）十二月に同じ新発田城下の大野屋から差し出された預り金証文である。米や蠟などによる詳細な返済の予定が記されることが特徴である。また、小川屋鈴木長右衛門と分家かとも思われる小川屋何七が宛所となっているが、「御旅人方御引請之金子」という表現は、さらにその先に実質的金主がいる可能性をうかがわせる。藩士の奥書はないが、大野屋の肩書から判断して藩への融資とみてよい。

新発田藩は新潟町の対岸沼垂町に蔵所を設けていたが、このように新潟町の廻船問屋を蔵宿とし年貢米担保の金融に関与させていた。小川屋についてはすでに【史料3】【史料4】の村上藩の事例と同じ宝永七年に、大津や大坂、会津などの金主から新発田藩への融資を、小川屋長右衛門を取次として取り付けていることが知られている¹⁷⁾。

以上からわかるように、この一連の文書は、抜荷事件の史料調査という目的に即して【史料1】【史料2】が持ち出され、【史料1】で示された小川屋の過去の領主金融という主題に沿って【史料3】以下が取り上げられたという構造になっていた。その結果、小川屋の盛衰や抜荷事件についての知見もさることながら、近世中期における新潟湊を介した領主金融の様々なパターンを、とりわけ日本海を舞台とした米穀流通の構造の中で理解するための、好素材を提示するものとなっている。

三、史料翻刻

〔凡例〕

- 1 史料には文書ごとに通し番号を付した。
- 2 適宜読点、並列点を付した。
- 3 漢字は原則として常用漢字に改めた。助字の而・江・者・与など、合字の分はそのままだ、他の変体仮名は現行の仮名に改めた。
- 4 敬意を示す欠字や平出は原文通りとした。
- 5 謄写時の誤りを行間で修正している部分は、正されているものを記した。なお朱書で修正している部分は「」で括り（朱書）と記した。
- 6 宛字などは原文の通りとしたが、明らかな誤記は行間に（ ）で正しい文字を付した。疑義のある部分は（ママ）とした。
- 7 花押や印の形が謄写されている部分は、（花押影）（印影）で示した。
- 8 罫で囲んだ裏書との表記は、原文書の裏書部分を示した謄写本中の記載をそのまま記述したものである。

【史料1】

乍恐以書付御歎願奉申上候

越後国蒲原郡新潟町小川屋長右衛門代召仕七兵衛奉申上候、往昔御領中御取納米新潟湊江御川下ケ被為遊候砌、右長右衛門先祖代御米御蔵宿被 仰付罷在、其頃分当長右衛門迄数代御扶持方頂戴罷在、冥加至極難有仕合奉存候、然ル処享保・元文之度御用達被 仰付難有奉御請、米金調達方御用無恙相勤罷在、既寛保元酉年

加山御藏米式百五拾石被下置候得共、延享之頃分追々身上向不如意ニ相成候ニ付、無余義金式百兩奉拜借、尤先々御用達之分御下ケ金ニ不拘五ヶ年賦上納願之通被仰付、則御年限之通不殘返納仕、右様奉蒙 御懇命、家業相統仕来難有仕合奉存候、然ニ去ル午年以來凶作打続、米価高直ニ而世上一同難洪仕候内、別而新渴之儀者田禄所持之者一切無之土地柄ニ而、諸廻船運送出入之利潤ヲ以渡世仕候而已、取分長右衛門儀者廻船問屋家業ニ御座候得者、右体之年柄故穀類積入候客船入津不仕、旁以次第ニ窮迫罷成候間、去子年四月中、右長右衛門親長右衛門義、御城下新発田表江罷出、先祖代々奉蒙 御恩沢候難有手続申立御歎願中、同年七月親長右衛門病死仕候ニ付、猶又身帯向行立兼、当長右衛門再願仕罷在候得共、御評儀中之趣を以御沙汰茂無御座、勿論長右衛門義先年御用達相勤候時代、重キ御役人様方御印紙之御証文等数本御渡被置数代所持罷在候義も乍恐心懸リニ奉存、右御証文類返上納可仕心組ニ而取調居候処、当六月中

御公儀様御取締御出役様新渴表江御下向之上、商人共不正之唐葉種類取扱候趣ニ而多人数御召捕御座候内、私方客船去ル戌年中長崎表分唐葉種類積下り候ニ付壳捌申候、尤右品々ハ不殘彼地改所手板印鑑相添有之儀故、慥成品ニ而紛敷ものニハ無之趣申上候得共、聊御不審之廉有之、長右衛門義御手宛ニ而出府、梶野土佐守様ニおゐて一旦入牢被仰付候得共、元来拔荷不正之品ニ無之段一通り申訳相立、早速出牢、御取調中手鎖御掛江戸宿馬喰町三丁目升屋三右衛門方へ御預ケニ相成居、前書奉申上候通近來渡世向不融通ニ罷成候上、右様不慮之變難ニ而、素々私方廻船問屋事起多人数之商人共引合ニ罷出出府罷在候儀ニ而、右之諸雜用与荷遣

候分、差添役人親類共等之失墜都而長右衛門分可差出入用不容易、当節坏ハ宿払等ニも差支候体ニ而、弥増難洪相嵩必至当惑仕候、依之不奉願恐も於御当地旧來之 御仁恵ニ縋奉歎願候、何卒出格之以御憐愍前文数代所持之御証文類返上納仕度心事、加之極々難洪陷窮迫退転之外無之時日被為聞召訳、幾重ニも御救助被為仰付被下置候ハ、莫大之

御高恩重々難有仕合奉存候、以上

越後国新潟町

小川屋

天保十二年十月

長右衛門代

召仕

七兵衛(印影)

溝口主膳正様

御勘定所

御役人中様

【史料2】

御裁許之写

一 金右衛門・七左衛門・伝七儀、唐物売買之儀ニ付而者兼而御觸茂有之処、金右衛門者肥前国長崎東仲町条吉外式人、七左衛門者同所榎津町宗四郎粹宗次郎外壹人、伝七八長崎藤曲浦直乘船頭吉郎右衛門越唐葉種類等、右籙吉其外之ものヲも手板定法ニ背候及取計候次第ハ不相弁候とも、其余無手板之分ハ如何之品与乍心付、何れも手板付慥成品之由ヲ以同湊專助其外之もの

へ売払^(ツマ)捌之世話致、金右衛門ハ其身も買受、一同口錢藏敷貫受候始末不埒ニ付、金右衛門者売払候代金并口錢藏敷御取上ケ、其身上ニ応し過料、七左衛門・伝七八口錢藏敷御取上ケ兩人共過料錢拾貫文ツ、被仰付候

天保十四卯二月廿八日

【史料3】

預り申米前代金之事

合金千三百八拾兩也

右者本多中務大輔家中米当冬、払前代金として慥預り申所実正也、当寅ノ十月於新潟村上米壺番直段を以成共金子ニ而成とも、其許勝手次第無異儀相渡可申候、尤其外如何様之儀出来候とも、米代金にて預り申上者少茂相違申間敷候、為後日証文仍如件

宝永七年寅四月

富取武左衛門 (印影) (花押影)

宮嶋六助 (印影) (花押影)

小林九右衛門 (印影) (花押影)

樋口加兵衛 (印影) (花押影)

小林弥惣左衛門 (印影) (花押影)

曾山市太夫 (印影) (花押影)

関根三郎右衛門 (印影) (花押影)

笹川七左衛門 (印影) (花押影)

江戸船町

丸屋久右衛門殿

同所

鎌倉屋市左衛門殿

前書之金子壺ケ月金百兩ニ付壺両壺歩宛加利足、元利共相渡可申候、以上

取次新潟町

齋藤伸右衛門殿

吉川次郎九郎殿

鈴木長右衛門殿

北村弥惣次殿

平田喜右衛門殿

裏書

表書之通承届令裏判候上者、中務大輔先納金同事ニ冬払之節無相違米ニ而成共金子ニ而成共勝手次第相渡シ可申候、以上

富取武左衛門 (印影)

宮嶋六助 (印影)

小林九右衛門 (印影)

樋口加兵衛 (印影)

小林弥惣左衛門 (印影)

曾山市太夫 (印影)

関根三郎右衛門 (印影)

笹川七左衛門 (印影)

飯田作太夫 (印影) (花押影)

浅野半右衛門 (印影) (花押影)

木津半兵衛 (印影) (花押影)

粕弥五左衛門 (印影) (花押影)

【史料4】

預り申先納金之事

金千百兩也

右者村上為用金髓請取預り申所実正也、於新潟来ル十一月冬払米一番直段を以勘定、右之金高程米配府相渡可申候、縦所替其他何様之儀出来候共、冬払米之為先納請取預り申上者少茂遲滞申間鋪候、為後日仍而如件

宝永七年寅四月

飯田作太夫

(印影) (花押影)

木津半兵衛

(印影) (花押影)

浅野半右衛門

(印影) (花押影)

雨宮元右衛門

(印影) (花押影)

芦屋金左衛門

(印影) (花押影)

鈴木長右衛門殿

前書之金子ハ元金百兩ニ壹ケ月金壹兩壹歩之利足と相定申候、来ル十一月迄九ケ月之加利足相渡可申候、若十一月相延極月冬払米有之候者、右之月勘定ニ而元利共相渡可申候、少茂相違申間鋪候、為其奥書如件

飯田作太夫

(印影)

木津半兵衛

(印影)

浅野半右衛門

(印影)

篠原彦兵衛 (印影) (花押影)
雨宮元右衛門 (印影) (花押影)
芦屋金左衛門 (印影) (花押影)

【史料5】

預り申金子之事

合金千百四拾兩ハ

但上小判也

右之金子此度地頭要用ニ付各江御才覚相頼、髓ニ預り申所実正也、則来ル九月晦日限急度返済可致候、右金子為引宛新発田蔵米七千俵九月中旬分川下致右江相渡置、売立代金ヲ以右借用金差引可仕候、勿論右引宛米当秋直段ニ分増減可致候、万一約諾之通引宛川下米及遲滞候ハ、地頭領分之内何レ之組分沼垂江相納候蔵米川船何方之場所ニ而成共御押取可被成候、在中庄屋組頭百姓并ニ川船受負之者何角ト申候ハ、我々立会少茂無相違定之通引宛米急度相渡可申候、其外縦如何様儀有之候共於此金子ニ毛頭相違仕間敷候、為後日之金子預り証文仍如件

新発田町

金子預り主

大野屋九兵衛

(印影)

請人

斎藤加兵衛

(印影)

同断

中村藤藏

(印影)

金主丹後由良

新屋惣兵衛殿

雨宮元右衛門 (印影)
芦屋金左衛門 (印影)

同

同 六右衛門殿

同

米屋源右衛門殿

同

浜屋久五郎殿

^(朱書)
同

升屋市右衛門殿

同越前三国

平野屋吉兵衛殿

取次宿

小川屋長右衛門殿

裏書

表書之通承届候、返済相違無之候、已上

里村次兵衛 (印影)

山庄小左衛門 (印影)

加藤友左衛門 (印影)

三浦四兵衛 (印影)

【史料6】

預り申金子之事

一 金千六百五拾両者

文之字金也

但享保金千両分

右之金子慥預り申処実正御座候、尤右之内来春享保金四百両代米

式千百俵相渡可申候、式百両者御蠟引宛ニ而預り置申候、相残四百両者来夏中ニ急度指引相立可申候、尤御蠟引宛享保金式百両夏中返済享保金四百両共ニ、来巳之正月分壹ヶ月百両ニ式両宛之利足を加へ急度勘定可致候、私方今入金入米共ニ御座候得者、御上何様成ル儀御座候共、無滞勘定可致候、御旅人方御引請之金子ニ御座候得者、少茂無相違勘定可致候、為後日之如件

新発田米支配人

元文元辰年十二月

大野九兵衛 (印影)

鈴木長右衛門殿

小川屋何七殿

【付記】

本稿執筆にあたり、東京大学史料編纂所の杉山巖氏には大変お世話になりました。史料収集の経緯や関連史料について詳細にご教示下さいましたこと、厚く御礼申し上げます。

本稿はJSPS科研費15K02862の助成を得た成果の一部である。

註

① 寛永十九年「積渡ス米之事」(新潟県編『新潟県史資料編

10 近世五流通編』新潟県、一九八四年、二九頁)など。

② 川崎源太郎『北越商工便覧』(一八八九年)では廻船問屋鈴木

本長蔵の広告があり、近世から近代にわたり新潟を代表す

る廻船問屋の一つであったことがわかる。

- ③ 新潟市役所編『新潟市史 下巻』（一九三四年）、八七三～七五頁。
- ④ 東京大学史料編纂所架蔵、謄写本『鈴木文書』、請求記号二〇七一・四一―七。
- ⑤ 山縣文哉「史家の旅衣（其五）」（『歴史地理』第六卷第七号、一九〇四年）。なお「文哉」は山縣昌蔵の号である。
- ⑥ 唐物抜荷事件の概要については、新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 通史編2 近世（下）』（新潟市、一九九七年）、三八八～九一頁、また中野三義『新潟奉行川村修就の治政の総合的研究 新潟湊の天保改革』（松美台書房、二〇一五年）二二～二九頁参照。
- ⑦ 東京大学史料編纂所架蔵、謄写本『沢野氏旧記』、請求記号二〇七五―一〇四〇。
- ⑧ 東京大学史料編纂所架蔵、貴重書『史料蒐集復命書』、請求記号〇一七〇―一第八冊。
- ⑨ 前掲注6中野書に紹介された裁許によれば、処罰を受けた者は一〇一名に及ぶ。
- ⑩ 前掲注7『沢野氏旧記』には唐物抜荷事件の裁許に至る詳細が記述されているが、そこに記された小川屋金右衛門の動静と、本稿【史料1】の小川屋長右衛門の動静は一致することから、両名は同一人物であることが判明する。
- ⑪ 村上市編『村上市史 通史編2 近世』（村上市、二〇〇九年）一〇二頁。
- ⑫ 宝永七年「村上御領分高並郷村付」（村上市編『村上市史 資料編2 近世1』村上市、一九九二年、五〇八～二三三頁）。
- ⑬ なお、同史料では宮嶋は弥五兵衛、曾山は六右衛門を名乗っているが、同一家とみて差し支えないと考える。
- ⑭ 元禄三（一六九〇）年「江戸惣鹿子名所大全」（国文学研究資料館「新古典籍総合データベース」による）。なお同書で丸屋・鎌倉屋は舟町（小舟町）ではなく伊勢町居住となっている。また荷受問屋としての鎌倉屋の活動については林玲子『江戸問屋仲間の研究』（御茶の水書房、一九六七年）に詳しい。
- ⑮ 宝永二年「中条組大庄屋宛野地開作宛行状」（村上市編『村上市史 資料編2 近世1』村上市、一九九二年、五〇八頁）など。
- ⑯ 新潟市史編さん近世史部会編『新潟市史 資料編2 近世I』（新潟市、一九九〇年）四二五頁。
- ⑰ 「世臣譜」（新発田市史編纂委員会編『新発田市史資料第二巻 新発田藩史料（2） 藩臣篇』新発田市史刊行事務局、一九六五年）、新発田市史編纂委員会編『新発田市史 上巻』（新発田市、一九七〇年）等による。
- ⑱ 前掲『新発田市史 上巻』三三七頁、「御用度金御証文（写）」（新発田市史編纂委員会編『新発田市史資料第四巻 近世庶民史料（上）』新発田市史刊行事務局、一九六八年、八四～一三三頁）。